

【周防大島町】

整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数（人）	549	526	503	487	455
② 予備機を含む 整備上限台数（台）	0	0	0	197	273
③ 整備台数（台） （予備機除く）	0	0	0	187	273
④ ③のうち基金事業 によるもの（台）	0	0	0	187	273
⑤ 累積更新率（％）	0	0	0	38	105
⑥ 予備機整備台数 （台）	0	0	0	10	0
⑦ ⑥のうち基金事業 によるもの（台）	0	0	0	10	0
⑧ 予備機整備率（％）	0	0	0	5	0

（端末の整備・更新計画の考え方）

本町では、令和2年度に町立中学校及び小学校に374台（iPad）の端末整備を行い、令和3年度から端末の使用を開始している。また、令和4年度以降、平成28年度以前に購入していた旧型iPadの端末交換を行うため、順次端末購入と交換を行っている。

GIGA第2期における更新については、GIGA第1期の端末使用開始から5年を経過する令和8年度にGIGA第2期の端末を整備する。予備機含め合計470台の端末整備する必要がある。なお、令和9年4月から中学生が、令和10年度4月から小学生が新端末を使用できるようにするために、令和8年度から順次整備する。本町では令和6年度以降5年間、児童生徒見込数が毎年減少傾向にあり、端末の予備機についてはその点を考慮して最低限の調達とする。

なお、令和4年度以降に導入したiPadについては新端末調達後も学校内で利用する。

（端末の整備・更新計画の整備台数について）

- ①の児童生徒数は町立中学校及び小学校の児童生徒数の合計とする。
- ③の整備台数については、児童生徒数が増減する可能性があることに留意し、令和

10 年度に③の整備台数が 100%となるよう端末の整備を進めていく。

（更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について）

本町では、令和 2 年度に町立中学校及び小学校に 374 台（iPad）の端末整備を行った。また、平成 27 年度から 28 年度にかけて 256 台（iPad）の端末を購入し、令和 6 年度まで使用している。GIGA 第 2 期端末の更新に伴い、平成購入機体と GIGA 第 1 期で整備した端末の処分について記載する。

○対象台数：630 台

○処分方法

- ・処分事業者による引き取り：630 台（iPad）

端末を再利用する際には、基本的なデータ消去を行ったうえで、各学校の実態に合わせて教育活動に再利用する。再利用の方法については、今後各学校に調査を行い決定していくこととする。

○端末のデータの消去方法 （※いずれかに○を付ける。）

- ・処分事業者へ委託する（○）

処分 630 台については、処分事業者が行う。

○スケジュール（予定）

- ・処分事業者による引き取りについて

令和 9 年 6 月～使用端末を事業者へ引き渡し